

家具転倒防止器具の給付設置についてのご案内

戸田市では、震災時の家具転倒による被害を減らすため、家具転倒防止の設置が難しい世帯に、器具の給付設置を行います。

対象となる世帯

市内に住所があり、現に居住する世帯で、次のいずれかに当てはまる世帯。

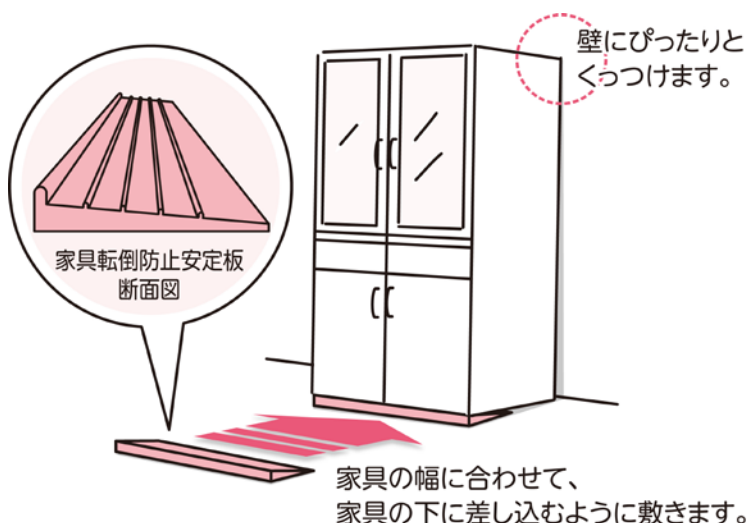
- 70歳以上の方のみの世帯
- 要介護認定4または5の方を含む世帯
- 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方を含む世帯
- 療育手帳④、AまたはBの交付を受けている方を含む世帯
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方を含む世帯

受付場所

長寿介護課（2番窓口）、障害福祉課（6番窓口）、各福祉センター

ご持参いただくもの

ご印鑑と、対象となることを示す次のいずれか（※コピーを1部ご持参ください）
後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、各障害者手帳



お問い合わせ先

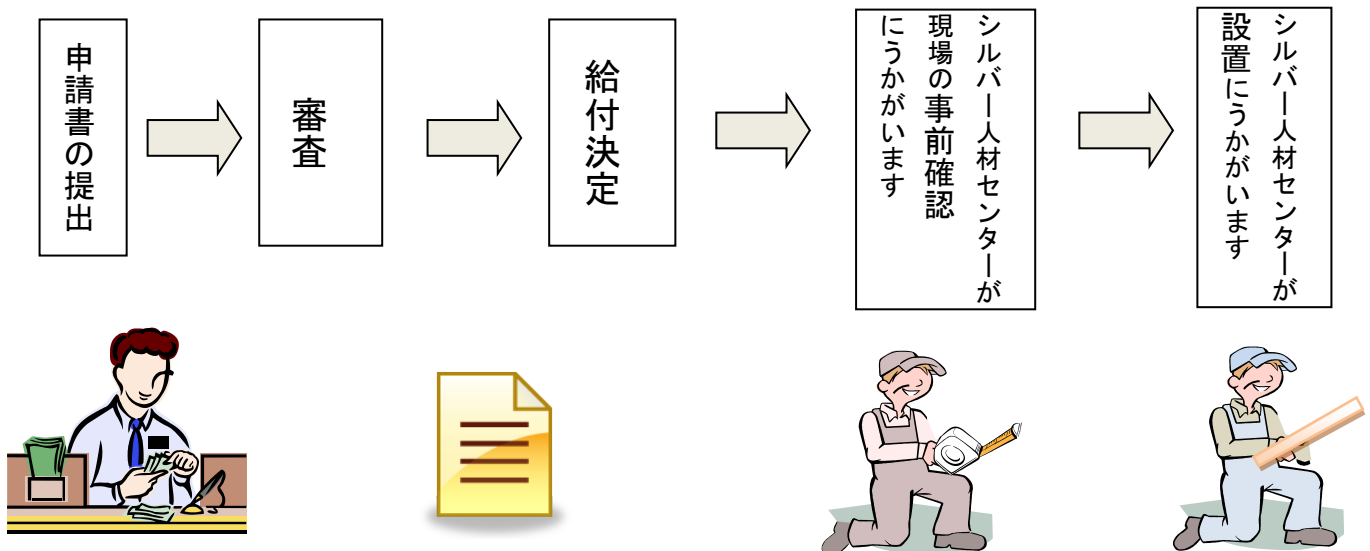
長寿介護課

048-441-1800

内線285、215

※裏面に詳細なご案内がございます。

設置の流れ



料金について

- 次のすべてにあてはまる場合、無料となります。
- ・市の指定する家具転倒防止安定板を設置すること
 - ・設置ヶ所が4ヶ所までであること
 - ・家具転倒防止安定板の長さが合計で360センチを超えないこと
- ※家具の幅を事前に測ってから申請してください。



設置の詳細

- ・申請者は世帯主に限ります。
- ・設置の対象となる家具は、たんす、食器棚、書棚などです。
- ・給付設置は、1世帯につき1回限りとなります。
- ・「70歳以上の方のみの世帯」として申請する場合、世帯は別でも、同じ家に同居している70歳未満の方がいる場合は、対象外となります。
- ・施設等に入所している場合は、対象外となります。
- ・転居・家具の移動などで器具を取り外すときはご自身でおこなっていただくこととなります。
- ・先着順により予算がなくなれば、その年度は設置終了となります。
- ・家具または家屋の状況によっては、設置ができない場合もあります。
- ・器具を取付けることで、地震が発生したときに家具類は転倒しにくくなりますが、全ての地震に対して万全の効果が得られるとは限りません。地震の規模や家具の状況、家具類の配置によっては効果が得られない場合があります。

万が一、家具等が転倒した場合、市は責任を負いかねますので、ご承知ください。今回の設置に起因した損害は、市では一切保証できませんので、ご了承ください。